

京都府警察の組織の運用について（例規）

最終改正 令和 8. 2. 20 例規務第 3 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

京都府警察の組織については、警察法（昭和29年法律第 162号）の規定およびこれに基づく警察本部組織条例（昭和29年京都府条例第14号）、京都府警察本部等組織規則（昭和42年京都府公安委員会規則第 3 号）、京都府警察署組織規則（昭和35年京都府公安委員会規則第 9 号）および京都府警察の組織の細目等に関する訓令（昭和42年京都府警察本部訓令第 1 号）によつて運用しているところであるが、これらの規程の運用、解釈について次のとおり定めたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、警察本部および警察署の組織改正に伴う運用について（昭和42. 3. 20：2京務第 417号）の例規通達は、廃止する。

記

第 1 組織関係

1 次長

- (1) 次長は、部長に準じる職として、部に置くものであり、所属部長の命を受けて、部の所掌に属する業務の運営に係る総合企画・調整に関する事務、部の所掌に属する業務の適正な管理に関する事務その他部長の特に命じる事務を掌理し、理事官、分課の長及び部下職員を指揮監督するものとする。
- (2) 次長の庶務は、部の庶務を担当する課（以下「庶務担当課」という。）において行う。

1 の 2 参事官

- (1) 参事官は、部長に準じる職として、部に置くものであり、所属部長の命を受けて、次表に掲げる事務、部の所掌に属する業務の適正な管理に関する事務その他部長の特に命じる事務を掌理し、理事官、分課の長及び部下職員を指揮監督するものとする。

名 称	所 掌 事 務	庶務を行う所属
総務部 参事官	電子計算組織による情報管理の総合対策に関すること。	情報管理課
警務部 参事官	警察運営の総合企画に関すること。	警 務 課
警務部 参事官	1 働き方改革の総合企画に関すること。 2 警察事務管理に係る総合的な対策に関すること。	事務管理課
警務部 参事官	業務管理及び服務に係る総合的な対策に関すること。	監 察 官 室

生活安全部 参事官	1 繁華街・歓楽街総合対策に関する事 2 特定の重要事件の捜査に関する事	生活安全 企画課
刑事部 参事官	1 組織犯罪総合対策に関する事 2 特定の重要事件の捜査に関する事	刑事企画課
交通部 参事官	運転免許行政に関する事	運転免許試 験課
警備部 参事官	1 警衛、警護及び特定の治安警備実施の統括指揮に関する事 2 特定の重要事件の捜査に関する事	警衛警護課

- (2) 参事官は、総合企画・調整及び業務の適正な管理に関する事務の処理に当たっては、次長と協議するものとする。
- (3) 総務部参事官は、「警察情報システム総合運用統括官」の名称を呼称することができるものとする。
- (4) 警察事務管理に係る総合的な対策を所掌する警務部参事官は、「警察行政事務統括官」の名称を呼称することができるものとする。
- (5) 刑事部参事官は、「組織犯罪対策統括官」の名称を呼称することができるものとする。
- (6) 交通部参事官は、「運転免許行政統括官」の名称を呼称することができるものとする。

1の3 理事官

- (1) 理事官は、部及びサイバー対策本部に置くものであり、所属部長又はサイバー対策本部長の命を受けて、次表に掲げる事務その他部長又はサイバー対策本部長の特に命じる事務を処理し、当該事務を所掌する分課の部下職員を指揮監督するほか、所属する部の所掌事務に係る指導監察に関する事務を処理するものとする。

名 称	所 掌 事 務	庶務を行う所属
総務部 理事官	総務部所掌事務の強化対策に関する事	総 務 課
警務部 理事官	警察組織体制の強化対策に関する事	警 務 課
生活安全部 理事官	生活安全警察の強化対策に関する事	生活安全 企画課
地域部 理事官	地域警察の強化対策に関する事	地 域 課

刑事部 理事官	刑事警察充実強化対策に関すること。	刑事企画課
刑事部 理事官	特殊詐欺総合対策の強化に関すること。	捜査第四課
交通部 理事官	交通警察の強化対策に関すること。	交通企画課
警備部 理事官	警備警察の強化対策に関すること。	警備第一課
サイバ ー対策 本部理 事官	サイバー戦略の推進に係る強化対策に関すること。	サイバ ー 企 画 課

- (2) 理事官は、事務の処理に当たっては、当該事務を所掌する分課の長と協議するものとする。
- (3) 理事官は、次長、参事官、サイバー対策本部副本部長の掌理する事務のうち、業務の適正な管理に関する職務を補助するものとする。
- (4) 地域部理事官は、「府民協働・交番指導官」の名称を呼称することができるものとする。
- (5) 警備部理事官は、「警備事件指導官」の名称を呼称することができるものとする。

2 首席監察官、監察官

(1) 首席監察官

ア 首席監察官は、部長に準ずる職として警務部に置かれ、警務部長の命を受けて、監察事務、争訟に関する事務、その他特命事務を掌理する独立した機関であり、監察官室長及び監察官以下の部下職員を指揮監督するものとする。

イ 首席監察官の庶務は、監察官室において行う。

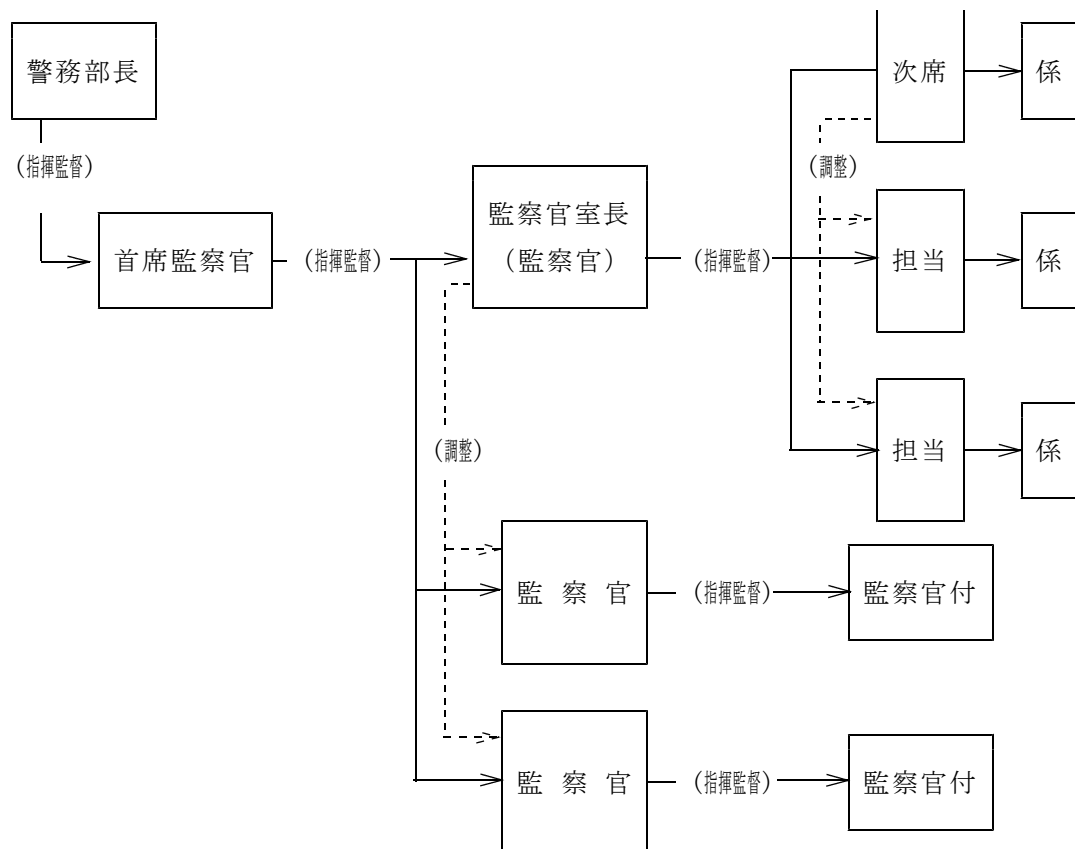
(2) 監察官

ア 監察官は、警務部に置かれ、警務部長の命を受け、首席監察官の指揮監督の下で監察事務、争訟事務及び特命事務を処理する個々に独立した機関である。

イ 監察官は、監察官室に席を有する。

ウ 監察官室長は、次席以下の部下職員を指揮監督して、室の分掌事務を処理するとともに、監察官を兼務し、監察官の事務について調整を図る。

なお、首席監察官、監察官室長（監察官）及び監察官の関係等については、次のとおりである。



2 の 2 サイバー対策本部副本部長

- (1) サイバー対策本部副本部長は、サイバー対策本部長に準じる職として、サイバー対策本部に置くものであり、サイバー対策本部長の命を受けて、対策本部の所掌に属する業務の運営に係る総合企画・調整に関する事務、対策本部の所掌に属する業務の適正な管理に関する事務その他サイバー対策本部長の特に命じる事務を掌理し、理事官、分課の長及び部下職員を指揮監督するものとする。
- (2) サイバー対策本部副本部長の庶務は、対策本部の庶務を担当する課（以下「庶務担当課」という。）において行う。

3 部付

(1) 警察本部に置く部付

警察本部に置く部付は、所属部長の命を受けて、特に命じられた事務を処理する単独の機関である。

当該部付の具体的な事務内容については、弾力性のある運用を図るため規定化されていないが、主として、所属する部の事務のうち、総合的に処理しなければならない重要事項又は部の各分課に関連する事務について特に部長に命じられ処理するものである。

この場合、部付が処理する事務と各分課の長の所掌する事務とは競合することとなるが、競合する部分についての部付の事務は各分課の長の所掌を排除することとなる。しかしながら、部付は、その事務について競合する分課の長とは当然に協議しなければならない。

(2) 市警察部に置く部付

市警察部に置く部付は、市警察部長の命を受けて、市警察部の所掌事務のうち、特定の

事務を処理する単独の機関である。

当該部付は、主として京都市及び関係機関との連絡調整に関する事務のうち、特に命じられた重要な事項を処理するものである。

(3) サイバー対策本部に置く対策本部付

サイバー対策本部に置く対策本部付は、サイバー対策本部長の命を受けて、特に命じられた事務を処理する単独の機関である。

当該対策本部付の具体的な事務内容については、弾力性のある運用を図るため規定化されていないが、主として、対策本部の事務のうち、総合的に処理しなければならない重要事項又は対策本部の各分課に関連する事務について特にサイバー対策本部長に命じられ処理するものである。

この場合、対策本部付が処理する事務と各分課の長の所掌する事務とは競合することとなるが、競合する部分についての対策本部付の事務は各分課の長の所掌を排除することとなる。しかしながら、対策本部付は、その事務について競合する分課の長とは当然に協議しなければならない。

4 附置機関等

(1) 附置機関等の性格

ア 部の附置機関及び課に置く室等は、警察本部（以下「本部」という。）の組織において、執行的要素の強い業務で集团的若しくは機動的な活動を必要とするもの又は専門的知識技能等による全警察的な立場での活動を行う所属等として設置したものである。

イ 執行的要素の強い業務を行う部の附置機関の事務に関する全般的な企画、調整等の管理的事務は、それぞれ当該部の附置機関以外の所属で行うものとする。

これは、当該部の附置機関から企画、調整等の事務を排除することによつて、これらの機関が、特殊技術、専門的知識、機動力等の機能を最高度に発揮し、所掌事務の遂行に専念できる体制にしたものである。

(2) 附置機関等の名称（呼称）

部の附置機関及び課に置く室等の名称（呼称）は、対外的活動を円滑にするため、京都府警察本部等組織規則等に定められた附置機関名又は室等名に「京都府警察」（伏見留置センターにあつては「京都府警察本部」、騎馬隊にあつては「京都府警察平安」）を冠して呼称することができるものとする。

(3) 交通反則通告センター所長の呼称

京都及び舞鶴交通反則通告センター所長は、「通告官」と呼称することができる。

4の2 研修機関の呼称

警察学校に置く係である捜査官研修所係は、「京都府警察捜査官研修所」と呼称することができる。

4の3 聴聞官

(1) 聴聞官は、生活安全部及び交通部に置かれ、個々に聴聞を主宰する独立した機関である。

(2) 生活安全部及び交通部に置く聴聞官は、命を受け、部の所掌に係る事案に関する聴聞及び意見の聴取を主宰する。

(3) 聴聞官は、生活安全企画課、人身安全対策課、交通企画課、交通指導課又は運転免許試

験課に席を有する。

4の4 意見聴取官

- (1) 意見聴取官は、刑事部に置かれ、個々に意見聴取を主宰する独立した機関である。
- (2) 意見聴取官は、命を受け、部の所掌に係る事案に関する意見聴取を主宰する。
- (3) 意見聴取官は、捜査第四課に席を有する。

5 隊長代理

機動隊に置く隊長代理は、機動隊の性格、活動形態等から集団力による強力な執行を行なうに際し、機動隊長を助け、機動隊長に事故あるとき、機動隊長が欠けたときは、機動隊長の職務を行なうものである。したがって、隊長代理は機動隊長が直接所属職員を指揮監督している場合には機動隊長の幕僚として機動隊長の職務を助けるが、機動隊長が直接所属職員を指揮監督していない場合は機動隊長に代り機動隊長の職務を行なうこととなる。

6 主席調査官、調査官

(1) 主席調査官

ア 主席調査官は、必要により、課、監察官室、隊、所、サイバー対策本部、市警察部及び学校に置き、上司の命を受けて、当該所属の所掌事務のうち、特定の事務を統括処理する単独の機関である。

イ 主席調査官は、通常、企画立案スタッフと位置付けられるとともに、統括指導幹部としての機能を持ち、主として企画立案、調整、指揮・指導等に係る重要な事務を統括処理するものである。この場合、当該事務を担当する調査官又は課長補佐以下の職員は、その事務の処理について主席調査官の指揮監督を受けることとなる。

(2) 調査官

ア 調査官は、課、監察官室、所、サイバー対策本部、市警察部及び学校に置き、上司の命を受けて、特定の事務を処理する単独の機関である。

イ 調査官の事務は、通常1ないし2の課長補佐、室長補佐又は科長の担当する事務の全部又は一部をその特定の事務とし処理することになる。この場合、課長補佐、室長補佐又は科長以下の職員は、調査官の事務と競合する事務の処理について調査官の指揮監督を受けることとなる。

(3) 呼称

主席調査官及び調査官の名称は、通常、当該主席調査官又は調査官の置かれた所属の名称を冠するものとする。ただし、警察庁、他府県警察との関係、部外活動の便宜上、特定の名称を必要とするときは、本部長の承認を受けて別の名称を付し、呼称することができる。

なお、次の表の左欄に掲げる所属に置く主席調査官又は調査官は、同表の右欄に掲げる名称を呼称することができるものとする。

所 属	呼 称 名
総 務 課	総 務 調 査 官
広 報 応 接 課	広 報 官

会 計 課	会 計 企 画 官
留 置 管 理 課	留 置 管 理 指 導 官
警 務 課	人 事 調 査 官
	採 用 調 査 官
厚 生 課	福 利 厚 生 管 理 官
監 察 官 室	訟 務 官
人 身 安 全 対 策 課	人 身 安 全 企 画 官
	児 童 虐 待 対 策 官
生 活 保 安 課	生 活 保 安 捜 査 官
地 域 課	地 域 企 画 官
	地 域 指 導 官
通 信 指 令 課	通 信 指 令 官
捜 査 第 一 課	広 域 捜 査 官
	性 犯 罪 捜 査 指 導 官
	強 行 犯 事 件 捜 査 官
	特 殊 犯 事 件 捜 査 官
	検 視 官
捜 査 第 二 課	重 要 知 能 犯 罪 対 策 官
捜 査 第 三 課	組 織 窃 盗 対 策 官
	総 括 情 報 官

捜 査 第 四 課	暴 力 団 情 報 官
捜 査 第 五 課	薬 物 銃 器 情 報 官
	国 際 情 報 官
犯 罪 情 報 分 析 課	犯 罪 収 益 情 報 官
科 学 捜 査 研 究 所	法 医 研 究 官
	化 学 研 究 官
	物 理 研 究 官
	文 書 心 理 研 究 官
交 通 企 画 課	交 通 事 故 分 析 官
交 通 規 制 課	交 通 規 制 官
交 通 指 導 課	交 通 指 導 官
交 通 捜 査 課	交 通 捜 査 指 導 官
	交 通 捜 査 官
運 転 免 許 試 験 課	免 許 管 理 官
	運 転 者 教 育 官
警 備 第 一 課	警 備 対 策 官
公 安 課	警 備 事 件 捜 査 官
	警 備 情 報 官
	対 策 官
警 衛 警 護 課	警 衛 警 護 指 導 官

外 事 課	経 済 安 全 保 障 対 策 官
サイバー企画課	サイバー対策官
サイバー捜査課	サイバー事件情報官
企 画 課	企 画 官

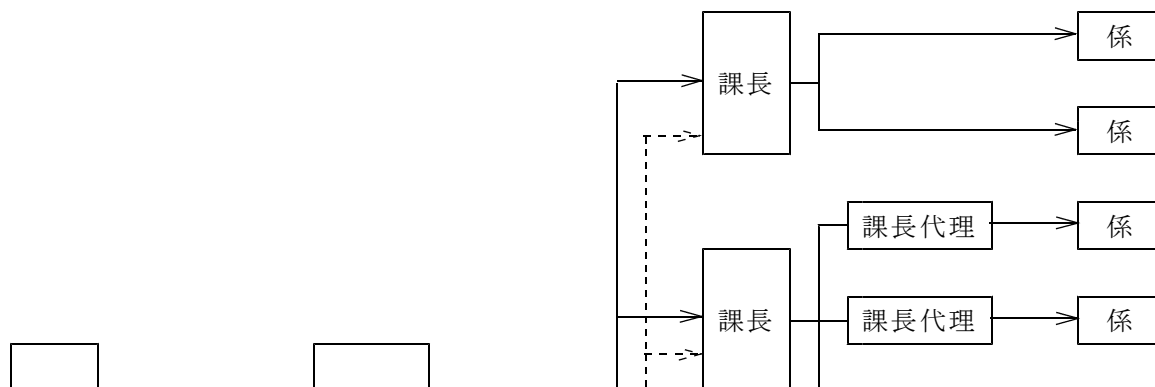
6の2 主席研究員

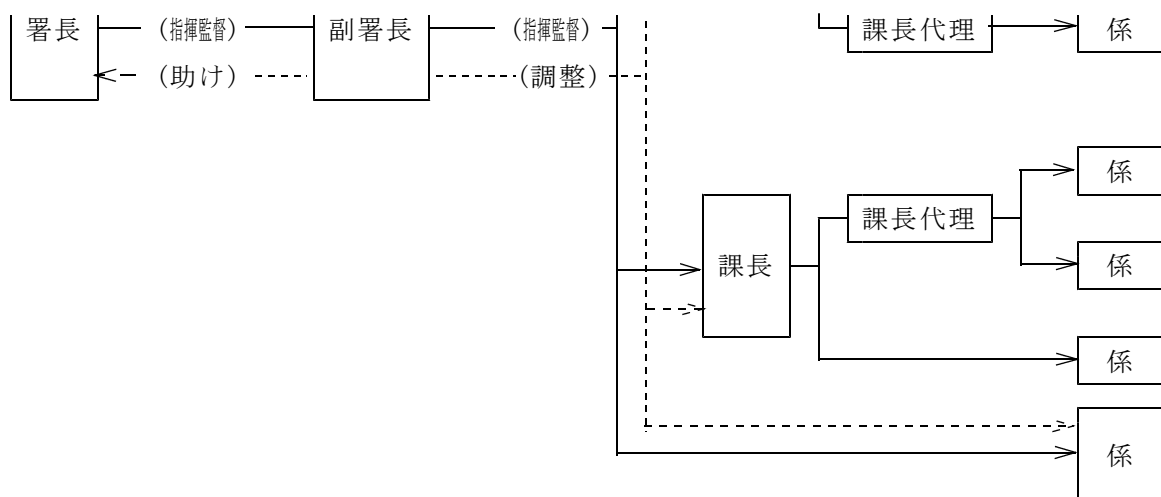
- (1) 主席研究員は、必要により、刑事部の附置機関である科学捜査研究所に置き、上司の命を受けて、科学捜査研究所の所掌事務のうち、特定の研究、鑑定及び検査（以下「研究等」という。）を統括処理する単独の機関である。
- (2) 主席研究員は、通常、科学捜査研究所長の直属のスタッフと位置付けられるとともに、統括指導幹部としての機能を持ち、主として重要な事項に係る研究等を統括処理するものである。この場合、当該研究等を担当する調査官又は科長以下の職員は、その研究等の処理について主席研究員の指揮監督を受けることとなる。

7 副署長

副署長は、警察署長（以下「署長」という。）の職務執行を補佐する立場から、署長の命を受け警察署（以下「署」という。）内全般の事務を統一的に調整処理し、その監督権は、署の所掌事務全般にわたるものである。換言すれば、副署長は、署全般の事務について署長を助け、同時に署の全部の事務について直接に課長及び係長以下の職員を指揮監督することとなる。しかし、通常各部門ごとの業務は、それぞれ課長又は係長（以下「課長等」という。）を中心として執行されるので、副署長はこれらの縦割り組織の長である課長等の所掌事務について、全署的な調整をすることが重要な職務である。この調整機能は、指揮監督権と相まって相当に強いものと解され、セクト的な弊害を一掃しようとするものである。したがって、課長等は、それぞれの所掌事務について計画の段階で副署長の調整を受け、実施結果について報告の義務を負う。この場合、外見的には署長と副署長との間に重複、競合が考えられるが、これは専決制度又は事案による振り分けが考えられるべきである。

なお、課に属しない係を置く署の副署長は、係長の行う業務について、重要又は特異な事項を掌握し、実質的な指揮監督を行わなければならない。





8 副校長

副校長は、警察学校の運営について警察学校長を助ける立場から、校務全般について処理するものである。これは、学校教養の本旨の重要性にかんがみ、きめ細かな教育管理体制を確立し、統一的な警察教養を図る上で必要な校務処理機能を副校長に持たせるものであり、この点において、次席及び副所長とは異なっている。

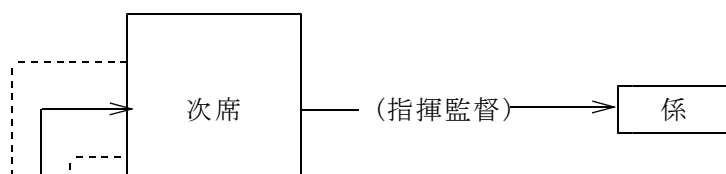
8の2 次席、副隊長、副所長

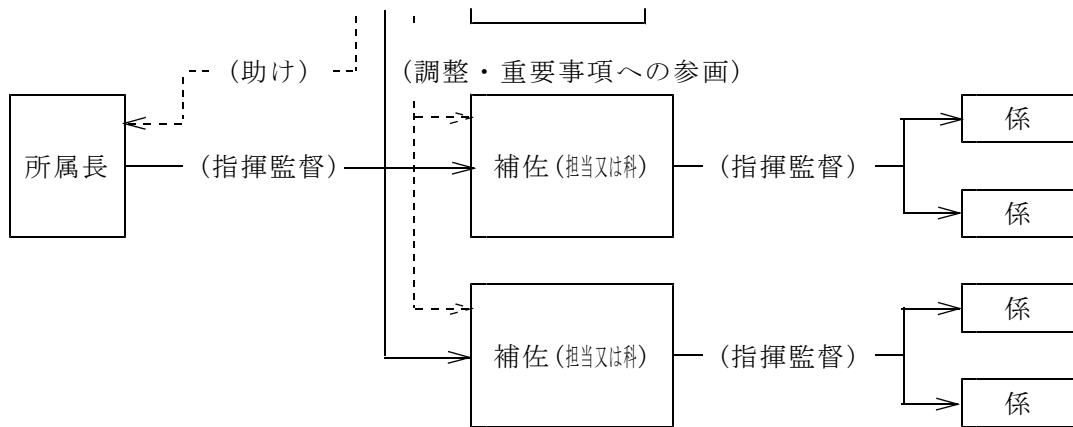
- (1) 次席及び副所長は、警察本部、サイバー対策本部及び市警察部の課、室又は所に置き、課長、室長又は所長を助け、所属内の事務を調整し、及び命を受け、課、室又は所の所掌事務のうち重要事項に係るものについての調査、企画、立案等に参画する職である。

次席及び副所長の行う「調整」とは、補佐等（課長補佐、室長補佐又は科長をいう。以下この（1）において同じ。）の行う事務に対し、必要な助言、勧告等を行って、一定の目的に沿うようにすることをいう。例えば、補佐等が担当業務の遂行に際して、それを所属の方針及び目標に適合させるために助言、勧告等を行うことである。したがって、業務担当の第一次責任は、補佐等にあるが、補佐等は、担当事務の処理に際しては、必ず次席又は副所長の調整を受けなければならない。この場合においては、次席又は副所長は、課長、室長又は所長の職務遂行を補佐する立場から所属内の業務推進上必要な調整を行うこととなるが、補佐等に対する指揮命令は、課長、室長又は所長の権限である。

- (2) 部の附置機関（以下この（2）において「隊」という。）の副隊長は、隊の性格が執行業務を中心とすることにかんがみ、隊長を助ける立場から部下職員を指揮監督して隊の事務全般を処理するものである。この点において、次席又は副所長とは異なり、副署長と同様隊長補佐以下の職員を指揮監督することとなる。

- (3) 次席、副隊長及び副所長は、庶務係を置く所属にあつては庶務係の担当を受け持つこととし、所属の補佐等（課長補佐、室長補佐、隊長補佐及び科長をいう。以下この（3）において同じ。）の担当又は科を受け持つことができる。この場合に、次席、副隊長及び副所長は、補佐等として担当事務を処理し、部下職員を指揮監督することとなる。



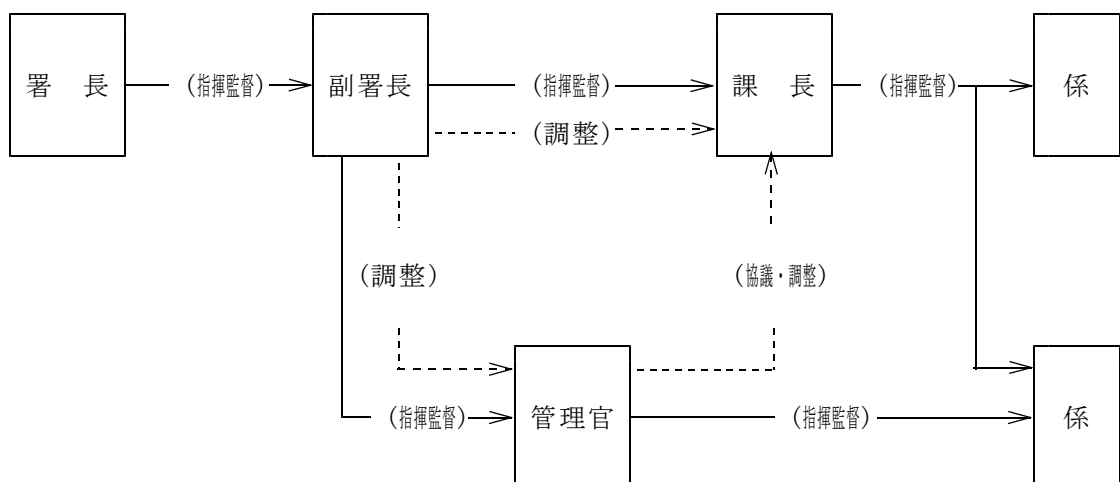


8の3 管理官

- (1) 署に置く管理官は、署長の命を受けて、署内の事務のうち、特定の事務を処理する単独の機関としての性格を有する。

管理官の具体的な事務については、配置する署の特性に応じた弾力的な運用を図るため明確に規定していないが、通常は、署長の命を受け、署内の事務のうち、複数の課又は係にまたがつて総合的に処理しなければならない重要事項、特定の庁舎等において一体的に行う必要のある事務等を処理することとなる。この場合、管理官が処理する事務と課長等の事務とが競合し、管理官がその事務の処理に当たって、担当する課長等の指揮監督を一時的に排除し、関係する係長以下の職員を直接指揮監督して処理することがある。この際、事務の処理についての第一次責任は管理官にあるが、課長等は担当事務の処理についての包括的な責任を有することとなる。したがって、管理官は、当該競合する事務の処理について、課長等とは当然に協議・調整する必要があり、課長等は管理官の行う協議・調整に積極的に協力しなければならない。

なお、管理官は、副署長の行う署内全般の事務に係る統一的な調整処理及び指揮監督に対しては、課長等と同様に副署長の調整及び指揮監督を受け、実施結果について報告の義務を負う。



- (2) 舞鶴警察署に置く管理官は、「舞鶴東管理官」と呼称することができるものとする。

9 補佐等

補佐等（課長補佐、室長補佐、隊長補佐、所長補佐、場長補佐、科長、主任教官及び校長補佐をいう。以下同じ。）は、課長等（課、室、隊、所、場及び校の長をいう。以下この9において同じ。）の職務遂行について課長等を補佐することを任務とし、その性格は、通常いわゆるスタッフ的なものとして考えられる。しかし、警察業務の執行的性格、階級構成等の関係から、補佐等は、「命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。」ものとしてライン的性格を加味し、所属の事務をそれぞれに分掌させ課長等の命を受け、係長以下の職員を指揮監督して担当の事務を処理することとなる。

なお、補佐等の担当事務は、京都府警察の組織の細目等に関する訓令（以下「細目訓令」という。）に明確に規定している。

10 課に置く室等の長

課に置く室等の長は、課長の命を受け、室等の事務を処理し、当該室等に配置された課員を直属の部下として指揮監督する。

課に置く室等の事務は、課の分掌事務の一部を第1の4の(1)のアに掲げた理由から当該室等に分掌させたものである。したがって、課に置く室等の長は、その担当業務を遂行するに際しては、補佐等と同様次席の調整を受けることとなる。

11 課長代理

(1) 課長代理は、必要により、署の課に置き、上司の命を受けて、当該課の事務のうち、署長が指定する事務を処理させるために置く職である。

(2) 署長は、課長代理の事務を指定する場合は、次の表に掲げる基準に基づいて担当名及び担当事務を指定するものとする。

課	担 当 名	担 当 事 務
警 務 課	留 置 管 理 担 当	留置管理係の事務
生活安全課	人身少年・保安担当	人身安全対策係、少年係、人身安全・少年係及び保安係の事務
地 域 課	地 域 第 一 担 当 地 域 第 二 担 当 地 域 第 三 担 当	地域課各係の事務
	地 域 管 理 担 当	地域管理係の事務
刑 事 課	強 行 ・ 盗 犯 担 当	捜査管理係、強行犯係、盗犯係及び鑑識係の事務
	知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 担 当	知能犯係及び組織犯罪対策係の事務
	交 通 総 務 担 当	交通総務係の事務

交 通 課	交 通 指 導 担 当	交通指導係の事務
	交 通 事 故 担 当	交通事故捜査係の事務

(3) 署長は、課長代理の担当名及び担当事務を指定する場合において、前記11の(2)の表に掲げる基準により難いときは、本部長に協議（警務部警務課長経由。以下同じ。）の上、当該基準と異なる担当名及び担当事務を指定することができる。

(4) 署長は、会計課又は警備課に課長代理の配置を受けた場合は、本部長に協議の上、当該課長代理の担当名及び担当事務を指定するものとする。

11の2 地域課に置く課長代理の特例

次の表に掲げる警察署の署長は、地域課に置く課長代理については、前記11の(2)の規定にかかわらず、次の表に掲げる基準に基づき、担当名及び担当事務を指定するものとする。

警 察 署	担 当 名	担 当 事 務
右京警察署	地域第一担当 地域第二担当 地域第三担当	地域課各係の事務
	京北方面担当	京北交番、黒田駐在所、細野駐在所、山国駐在所及び弓削駐在所の所管区における地域課各係の事務
舞鶴警察署	舞鶴東方面担当	愛宕交番、志楽交番、東舞鶴駅前交番、行永交番、大波駐在所、平駐在所、千歳駐在所、常駐在所及び野原駐在所の所管区における地域課各係の事務
京丹後警察署	網野方面担当	網野交番、宇川駐在所、橘駐在所、郷駐在所、島津駐在所、丹後駐在所及び豊栄駐在所の所管区における地域課各係の事務
	久美浜方面担当	久美浜交番、海部駐在所、川上駐在所、神野駐在所、佐濃駐在所及び湊駐在所の所管区における地域課各係の事務

12 係と係長

各所属の係は、細目訓令で定めているので、各所属において任意にその名称の変更及び係の増減を行うことはできない。係の分掌事務についても、同様である。ただし、係の分掌事

務の範囲内において事務の分担区分を定めることを否定するものではない。

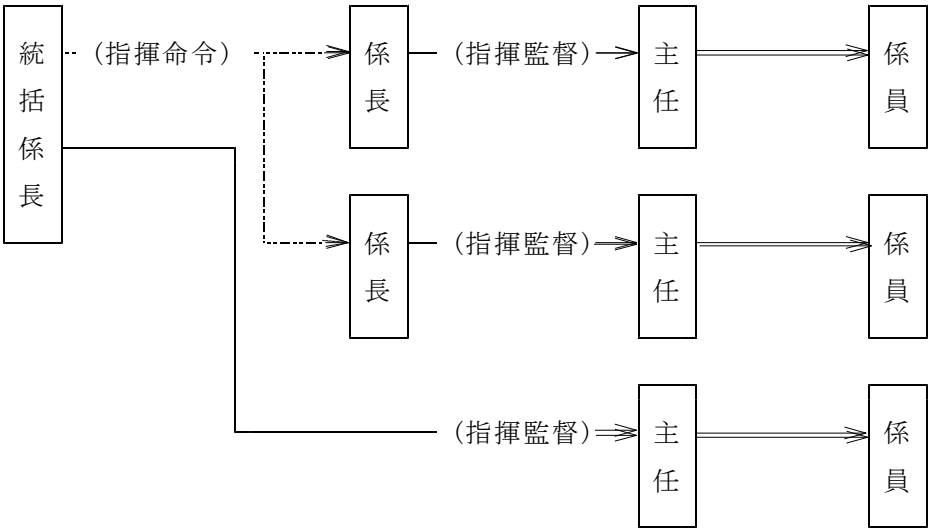
係には、通常、係長を置き係の業務を執行させるのであるが、人員配置の関係上係長が欠ける場合は、業務量、内容等を参酌の上、その係を担当する補佐等が係長の事務を取り扱う場合と、他の係長に兼務させる場合とあるが、後者の方法を採用の場合は、所属長命令を必要とする。

なお、小隊長又は教官は係長を、分隊長又は教官は主任を兼ねさせることができる。

12の2 統括係長、統括小隊長

所属長は、署の係又は当番日に当番となる隊長補佐を置かない小隊に、複数の係長又は小隊長（この12の2及び第1の12の3において「係長等」という。）を置く場合には、係長等間の指揮命令を明確にするため、本部長に対し、次の表に掲げるところにより係長等の中から1人を係を統括する係長（以下「統括係長」という。）又は小隊を統括する小隊長（以下「統括小隊長」という。）に推薦（警務部警務課長経由）するものとし、当該推薦を受けた本部長は、審査の上、推薦のあつた係長等を、統括係長又は統括小隊長に指定するものとする。この場合において、統括係長又は統括小隊長として指定された者は、同一の係又は小隊内の他の係長等以下の職員を指揮命令して係又は小隊の事務を処理するものとする。

	所 属	係 又 は 小 隊
統 括 係 長	署	地域第一係、地域第二係及び地域第三係
統括小隊長	機 動 警 ら 課	第一小隊、第二小隊及び第三小隊
	高速道路交通警察隊	



12の3 総括係長、総括小隊長

所属長は、必要により1の係又は小隊に複数の係長等を置く場合には、当該係又は小隊の業務内容等を参酌の上、事務分担ごとに担当する係長等を定めることができるほか、係又は小隊の業務を円滑かつ統一的に処理するため、次に掲げる場合に該当するとき（三交替制勤

務により勤務する係又は小隊で、当番日に当番となる課長補佐若しくは隊長補佐を置くとき又は前記第1の12の2の統括係長若しくは統括小隊長の指定を受けた係長等の配置のあるときを除く。）は、警務部長と協議（警務部警務課長経由）の上、係を総括する係長（以下「総括係長」という。）又は小隊を総括する小隊長（以下「総括小隊長」という。）を所属長命令により指定することができるものとする。この場合において、総括係長又は総括小隊長の指定を受けた者は、係又は小隊の業務を取りまとめ、調整（係又は小隊内の係長等間の業務の重複や意見の不一致を是正することによつて、係又は小隊としての業務運営を円滑たらしめることをいう。以下この12の3において同じ。）する機能を有するものとし、当該係の総括係長以外の係長又は当該小隊の総括小隊長以外の小隊長及び専門官は、総括係長又は総括小隊長の行う調整に積極的に協力しなければならない。

(1) 本部及びサイバー対策本部

生活安全部、地域部、刑事部、交通部、警備部及びサイバー対策本部の課並びに部の附置機関に置く執行的要素の強い係又は小隊で、次のいずれかに該当する場合

ア 係長等間の事務区分が明確でなく、かつ、調整を必要とするとき。

イ 係長等以下の職員による現場活動を主とし、恒常的に現場において係又は小隊の全体又は一部を集中運用するため調整を必要とするとき。

ウ 本部及びサイバー対策本部の課と署とが合同して捜査活動を行う場合に、課長補佐（隊長補佐及び室長補佐を含む。）が常駐せず、恒常的に具体的な捜査指揮が係長に委ねられており、統一した捜査活動を行うため調整を必要とするとき。

(2) 署

執行的要素の強い係で、係長間の事務区分が明確でなく、かつ、調整を必要とする場合

13 専門官

専門官は、警部補の階級にある警察官をもつて充て、本部（サイバー対策本部及び市警察部を含む。）の所属の係及び署の係に置く高度な専門的知識又は経験を必要とする職である。

専門官は、係長相当職として、係長と同様、直接補佐等又は署の課長（課を置かない場合は、副署長）の指揮を受け、担任する事務について高度な専門的事案処理能力等を発揮して当該事務を自ら処理し、部下職員を指揮監督するものである。この場合において、専門官は、係組織の機能を担保し、係業務の円滑かつ統一的な運営を図るため、担任する事務を分掌する係の係長等と常に緊密な連携を取り、自ら積極的に協力するとともに、前記第1の12の2の統括係長又は統括小隊長の指揮命令及び前記第1の12の3の総括係長又は総括小隊長の調整その他の係長の必要な調整を受けるものとする。

14 主任の事務代理

所属長は、複数の主任（事務主任及び技術主任を含む。以下この14及び第1の18において同じ。）を配置する係にあつて、係長が不在等のため、係の事務処理上支障があると認められる場合は、第1の12の定めにかかわらず、係の事務を総括する主任を指定し、これにその事務を代理させることができる。この場合において、総括する主任の指定を受けた主任は、係の事務を円滑に処理するため、係内の事務を取りまとめ調整する機能を有し、係長の事務を一時的応急的に処理するものとする。

15 事務主任及び技術主任

事務主任又は技術主任は、必要により、主任の職にある一般職員の中から選考し、警察本部及びサイバー対策本部の所属の係及び署の係に置く職である。

その職の位置付けは、係長等上司の命を受け、係の事務の全部又は一部を処理し、部下職員を指揮監督するものである。したがって、係における職の機能は主任と同様であるが、担当する事務が競合する一般職員の主任に対して、必要な指導及び調整を行うことはあり得る。

16 主査

主査は、高度な専門的知識と経験等を有する一般職員をもつて充てる属人的なポストとして、警察本部及びサイバー対策本部の所属の係及び署の係に置く職である。

その職は、スタッフとしての性格を有し、係長等上司の命を受け、係の事務のうち特定の事務を担当、処理するものである。

17 科と科長

刑事部の附置機関である科学捜査研究所に科を設置し、科に科長を置いた。科は、科学捜査研究所の業務が他の部門と異なる性格を持つため、他の所属における補佐等の担当に対応するものとして設置するものである。

18 命免

各所属長に委任した命免事項は、次のとおりである。ここにいう「命免」とは、所属長が所属職員に対してそれぞれの担当事務及び配置を命じることをいう。

なお、所属長は、下記事項について命免したときは、その都度書面により本部長に報告（警務部警務課長経由）しなければならない。

ア 次席並びに部の附置機関の副隊長及び副所長の担当事務

イ 課長補佐、室長補佐、隊長補佐、所長補佐、場長補佐、科長、主任教官、校長補佐及び課長代理の担当事務

ウ 係長（総括係長の指定を含む。）、小隊長（総括小隊長の指定を含む。）、専門研究員、課に置く室等の副隊長、専門官及び教官への配置

エ 主任、分隊長、主任研究員及び主査への配置

オ 係員、隊員及び研究員の係等への配置

19 職

各所属に置く係員、隊員及び研究員以外の職（必要により置く職である主席調査官、主席研究員、調査官、管理官、調査官付、課長代理、専門官、事務主任、技術主任及び主査は除く。）は、次のとおりである。

職 充 当 す る 職 員 所 属 等	次 席 等		補 佐 等		係 長 等	主 任 等
	警 視	警視又は 警 部	警視又は 警 部	警 部	警部補	巡查部長
	一 般 職 員					
課 監 察 官 室		次 席PC	課長補佐PC 室長補佐PC 監察官付 P		係 長PC 監察官付 P	主 任PC

[illegible]

課 に 置 く 室 等	音 楽 隊				副 隊 長PC		
	少年事件特別捜査隊						
	自動車警ら隊		隊 長PC		隊長補佐 P	小 隊 長 P	分 隊 長 P
	沿岸警ら隊					係 長PC	主 任PC
	騎 馬 隊						
	機 動 鑑 識 隊						
	航 空 隊		隊 長PC		副 隊 長PC		
					隊長補佐 PC	小 隊 長 P	分 隊 長 P
						係 長PC	主 任PC
サイ バ ー 対 策 本 部	情報管理技術センター						
	照会センター						
	伏見留置センター						
	勤務管理センター						
	健康管理センター						
	国際通訳センター		所 長PC	副所長PC	所長補佐PC	係 長PC	主 任PC
	少年サポートセンター						
	交通安全教育センター						
	交通管制センター						
	京都交通反則通告センター						
	舞鶴交通反則通告センター						
	駐車管理センター						
	京都駅前運転免許更新センター						
	自動車整備工場	場長 C			場長補佐 C	係 長PC	主 任PC
サイ バ ー 対 策 本 部	サイバー企画課		次 席 P	課長補佐PC		係 長PC	主 任PC
	サイバー捜査課		次 席 P	課長補佐PC		係 長PC	主 任PC
	サイバーサポート セ ン タ ー		所 長PC	副所長PC		係 長PC	主 任PC
	サイバー攻撃対策課		次 席 P	課長補佐PC		係 長PC	主 任PC
市 警 察 部 企 画 課		次席 P		課長補佐PC		係 長PC	主 任PC
				主任教官PC		教 官PC	

警 察 学 校	副 校 長 P	捜査官研修所長P	校 長 補 佐 C		係 長PC	主 任PC
警 察 署	副 署 長 P		課 長PC		係 長PC	主 任PC

注 「P」は警察官をもつて充てる職を、「C」は一般職員をもつて充てる職を、「PC」は警察官又は一般職員をもつて充てる職をそれぞれ示す。

第2 分掌事務関係

1 総括事項

(1) 部長会議

部長会議は、本部長及び本部（サイバー対策本部及び市警察部を含む。）の各部の部長その他本部長が指名する者（以下「部長等」という。）をもつて構成し、その庶務は総務課において行う。

通常、部長は、各部務を掌理する立場からそれぞれ本部長を補佐するのであるが、部長会議は、これらの部長等が警察運営の重要事項について、本部長の最高スタッフとして評議し、本部長の意思決定を補佐するものである。

部長会議において決定された事項は、直ちに拘束力を持つことなく令達又は通達によって具体化され、拘束力を持つこととなる。しかし、その場において、本部長が決定事項の実施について口頭によつて命令し、部長等を経て各所属に伝えられた場合は拘束力を持つことになる。

(2) 庶務担当課長会議

庶務担当課長会議は、各部門の業務を総合的に調整して、警察業務の効率的な運用を図るため、警務部長、庶務担当課の課長（以下「庶務担当課長」という。）、会計課長、監察官室長その他警務部長が指名する者をもつて構成し、その庶務は警務部警務課において行う。

警務部長は「警察業務の調整に関する」事務を掌理する立場から、各部の庶務担当課長等は「部内の連絡調整に関する」事務等を所掌する立場から議案を評議することとなる。

庶務担当課長会議の結果調整された事項は、令達若しくは通達によつて具体化され、又は庶務担当課長が部内の連絡調整を行う場合の意思決定の基準となる。また、申合せ事項は、部内の各所属長に伝達され、部内の各所属長の権限の範囲内で所属職員に命令されることにより拘束力を持つこととなる。

(3) 委員会

各種の委員会は、本部長の諮問に応じ、特定事項を調査、審議、審査、協議等を行なうもので通常の組織とは別に活動する合議体の組織である。したがつて、委員会における審議結果の実施については、委員会から直接各所属長またはその部下職員に対して一般的に指揮命令することではなく、京都府警察本来の組織を通じて指揮命令することとなる。

(4) 「部内の連絡調整に関すること」

各部に「部内の連絡調整に関する」事務を分掌する課を明確にし、部内の事務をとりま

とめ、行事の調整その他部内の総合的な調整にあたる庶務担当課の役割りを明らかにした。

「調整」の意義は、第1の8の2で述べたとおりである。

(5) 「庶務に関すること」

各所属に共通する庶務に関する事項は、文書、予算、調度、被服、通信、車両、服務、人事、給与、厚生、教養等いわゆる所属における一切の総括的事項を含むものである。

2 総務課関係

(1) 「署長会議に関すること」

署長会議に関することとは、署長会議開催に伴う通知及び会場の設営、資料等の収集、配付等の業務を行うことである。

なお、副署長会議その他それぞれの主管事務についての会議は、警務課の業務調整を受けた後、主管課で準備その他の業務を行うものとする。

(2) 「儀式、祭典に関すること」

儀式、祭典とは、警察視閲式、警察葬、招魂祭その他警察が主催する儀式や祭典をいい、表彰式、任命式等その内容により主管課が行なうほうが適当と認められるものは除かれる。

(3) 「義援金品の取扱いに関すること」

義援金品の取扱いとは、救援金品、災害見舞金等の統一的な取扱いを期するための基準を定め、関係諸機関との折衝等を行なうほか、本部に対する金品授受の窓口となることであり、各署で取り扱った金品等は、原則として直接に関係機関に送付することとし、その中継は行なわない。

なお、警察に対する寄付金品等の取扱いは、会計課の所掌事務である。

(4) 「文書管理に関すること」

文書管理とは、警察において授受され、流通し、保管、保存される文書全般について、その作成、決裁、流通、保管（使用）、保存、廃棄等の取扱いの基準および方法について統制することであり、警務課の所掌とされる文書審査は、除かれる。

2の2 情報管理課関係

(1) 「事務能率の増進に関すること」

事務能率の増進は、それぞれの所属の責務であり、情報管理課の事務能率の増進事務は、電子計算機器を活用した事務の合理化等を推進するため、これを側面的に助言し、問題を摘示し、かつ、全体的立場から方策を樹立し、その推進を図ることを内容とするものである。

なお、具体的方策、内容が他課の主管にわたる場合は、その主管課と協議して主管課が実施することとなる。

(2) 「警察統計に関すること」

警察統計とは、警察統計事務取扱いに関する訓令（昭和41年京都府警察本部訓令第3号）に基づく統計をいい、警察統計に関する事務を行うことである。

3 広報応接課関係

「広聴に関すること」

広聴とは、府民等の警察に対する要望、意見、苦情等を各種の方法によりの確に把握して

、その結果を警察運営に反映させるための活動をいう。

4 装備課関係

(1) 「警察装備の調査、研究及び開発に関すること」

警察装備の調査、研究及び開発とは、一般社会の技術や製品の採用等による警察装備品の品質の改善とその活用について、最善の方策を調査研究し、もって警察装備の向上を図ることをいう。

なお、警察装備とは、警察装備品を装備している状態をいい、警察装備品とは、きわめて広い概念であつて、警察活動に直接必要な物品を指称し、会計上の物品として取り扱われるものでも、その使用目的により警察装備品の範囲に含まれる場合もある。

(2) 「警察装備品の調達計画、配分及び運用管理に関すること」

前号に述べたとおり、警察装備品の概念は極めて広義であるが、装備課において、調達計画、配分及び運用管理を行う警察装備品は、おおむね次のとおりとする。

ア けん銃、弾薬及び同付属品

イ 車両、船舶、航空機及び同付属品並びに燃料その他の消耗品

ウ 被服及び給貸与品

エ 通信機器

オ 警備装備品（災害警備、雑踏警備その他警備実施に必要な装備品をいう。）

カ その他警察装備上必要な物品（品目は別に指定する。）

物品の調達は、会計課の所掌事務であるが、警察装備品の重要性にかんがみ、その調達計画の策定及び配分は、装備課において行うこととした。したがつて、装備課と会計課は常時緊密に連絡協議し、最も合理的な運営がなされるよう配慮する必要がある。

運用管理とは、警察装備品の員数、損耗度、維持管理状況等を把握し、その着装、着用、使用、手入れ、保全等の統制を図り、もって平素の警察活動に資するとともに、有事の際には警察装備の機能が最高度に発揮できるように管理することをいう。

(3) 「無線機器の配分及び管理に関すること」

無線機器とは、京都府警察が使用する警察用通信物品である無線送受信装置をいう。

配分とは、無線機器を所属単位に割り当て配分することをいい、会計課の所掌事務である物品の出納、保管、供用、管理換等の物品管理の事務（以下「物品管理」という。）の前提としての配分事務をいう。

管理とは、物品管理とは別の概念であつて、各所属が供用している無線機器の現況調査、修理手続、保全等の事務（次に掲げる事務をいう。）及び京都府警察として一時的に無線機器の使用統制を必要とする場合における総合運用のための無線機器の集中管理事務をいう。

これらの事務は、おおむね次のとおりである。

ア 無線機器の配分事務

イ 無線機器の移転及び修理の手続事務

ウ 無線機器の貸出しの手続事務

エ 無線機器用乾電池の交付事務

5 警務課関係

(1) 「身分証票に関すること」

身分証票とは、一般職員の身分証明書に関する要綱の制定について（平成19. 3. 27：例規務第9号）の例規通達第2に規定する身分証明書をいう。警察手帳の本体、証票及び記章に関する事務は装備課の所掌である。

(2) 「警察職員の服務に関すること」

警察職員の服務に関することとは、警察職員としての職責を遂行するため、公私両面にわたる精神的支柱を与え、勤務に服する場合のあり方、その方法等の基準の策定および警察規律を厳正に維持するための諸方策の樹立等をいう。この場合「服務」は、服務に関する事項、たとえば、職務に専念する義務、命令服従義務、秘密保持の義務等よりも広義に解するものである。

(3) 「警察運営の総合企画に関すること」

警察業務の量的拡大と分化、専門化などの質的变化は、各部門にまたがる事務の増加をもたらし、また、社会情勢の変化に対処する長期総合計画の樹立の必要性、調査、分析、効果測定などの事務の必要性を生ずることとなつたことに伴い、従前の総合的機能をもつてしては、これらの事務処理を円滑に推進することが困難化している。

このため、効率的な警察運営を図るための総合的な調査、研究をはじめ各部門間の競合事務で、その所掌を定めることが困難であり、かつ、総合的な見地で処理を必要とする事務を警務課の所掌事務とした。

(4) 「業務及び行事計画の調整に関すること」

組織の分化が進むにつれて、各主管の部課が計画し、実施しようとする業務が、それぞれ独自の方向を示し、その内容等が競合、重複する傾向にあり、部門ごとの縦のつながりが良くなる反面、部門間の横の結び付きが困難となり、結果的には計画した業務の効果が減少し、重複した事務が多くなるなど、総合的に見た場合、組織体の欠陥となりがちである。

このような弊害を除去し、警察力の総合化を図るため、「業務及び行事計画の調整に関すること」を警務課の所掌事務として明確にした。「調整」の意義は、第1の8の2に述べたとおりである。

この業務及び行事計画の調整（以下「業務調整」という。）は、本来、本部長、部長会議、庶務担当課長会議等によつて行われるが、警務課においては、その事前段階として、可能な限り総合調整をしようとするものであり、各主管の部課の業務を統制しようとするものではない。

したがって、各所属において調整を受けるべき業務等を行おうとする場合は、第2の5の(6)に規定する文書審査の段階又はそれ以前において、業務調整のため警務課に合議しなければならないが、文書審査の対象外のものであつても、業務調整を要するものである場合は警務課に合議しなければならない。

なお、調整を必要とする業務及び行事計画並びに調整の要点は、おおむね次のとおりである。

業 務 及 び 行 事 計 画	調 整 の 要 点
警察運営の方針等に関するもの（年間業	内容の競合、重複又は矛盾の是正及び

務計画、運営重点等)	総合化
職員の勤務制度及び勤務時間に関するもの（交替制勤務の実施又は変更、勤務の割振りを除く勤務時間の変更等）	内容の矛盾の是正及び統一化
事務量の増減を伴う業務計画に関するもの（新規業務の開始、調査報告を下命する業務等）	業務推進目的と負担業務量との均衡、実施時期等
会議、講習会、研究会、儀式等の開催計画に関するもの（職員を通常の業務から離して集合させる場合）	開催日時、招集又は従事者の範囲等
諸行事等の実施計画に関するもの（取締役強化活動、月間運動等）	実施時期、他の業務との均衡及び招集又は従事者の範囲等
委員会の設置等に関するもの（各種委員会の設置又は廃止、他の行政機関等の審議組織への参画等）	内容の競合、重複又は矛盾の是正、総合化、組織構成等

(5) 「法規類の管理に関すること」

法規類の管理とは、法令、令達および通達について、その内容等が一貫して現状の執行務の指針となつていのかどうかに着目し、不備の点を指摘し、助言と勧告によつて、京都府警察の法規類の法的体系の整備と維持をはかることである。

(6) 「文書審査に関すること」

文書審査は、対象となる文書について、警務部長または警務課長の審査に付する前段階において、その文書の形式、内容等にわたつて可能な限り補正するものである。

(7) 「条例案等の提出事務に関すること」

提出事務とは、文書審査終了後、各段階の決裁を経た文書が、条例案の提出要件を充足しているか、提出する時期、方法等が適当であるか、提出資料は適正であるか等について、主管課と綿密に合議し、府当局に提出することをいい、府当局に対する内容の説明、答弁等は、それぞれの主管課とともに行なうものである。

6 監察官室関係

(1) 「訟務に関すること」

訟務とは、京都府警察の設置者としての京都府又は京都府公安委員会、本部、警察署若しくはその職員を当事者とする行政事件、刑事事件、民事事件等の争訟関係事務をいう。ただし、職員の勤務時間外の行動に起因する争訟関係事務は除かれる。

(2) 「特別褒賞及び賞じゆつ金に関すること」

特別褒賞に関することとは、警察官等に対する特別ほう賞実施要領（昭和36. 6. 13：

閣議決定）に基づく警察官に対する内閣総理大臣が行う表彰及び特別褒賞金（殉職者褒賞金及び障害者褒賞金）を受けるための手続をいう。

警務課の所掌事務として掲げた「特別報償金に関すること」は犯人の逮捕等に協力した警察部外者に対する災害給付に関することであつて、ここにいう「特別褒賞」とは意義を異にするものである。

賞じゆつ金に関することとは、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第4条に基づく賞じゆつ金の申請手続きに関する事務をいう。

(3) 監察官等の庶務

監察官および監察官付の庶務に関する事務は、監察官室において行なう。

7 人身安全対策課関係

「被害者等の生命・身体の安全に関わる重大な犯罪に発展するおそれのある事案（以下「人身危機事案」という。）に係る情報の収集、分析及び調査に関すること」

人身危機事案とは、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、児童虐待事案、行方不明事案その他の被害者等の生命・身体の安全に関わる重大な犯罪に発展するおそれのある事案をいう。ただし、人質立てこもり事件、暴力団の対立抗争事件、雑踏事故、災害等、明らかに他の部及び課の所掌に属する事件・事故は含まない。

8 機動警ら課関係

「水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること（他の部及び課の所掌に属するものを除く。）」

この事務は、種々の形態を持つているため、従来から、その所掌分野について疑義が多かつた。しかし、何らかの事故が発生し、又はそのおそれがある場合、第一次的活動は地域警察等に依存されることが極めて多いので機動警ら課の所掌事務とした。

ここにいう「水難」には、川、湖、海岸等における通常の溺水事故及び河川、海上等における船舶の遭難事故等も含まれる。「その他の事故」としては、危険物の爆発、工作物の倒壊、崖崩れ、感電、転落、奔馬狂犬の出現などの異常な事故等が考えられる。

これらの事故が発生した場合は、人命の救助、避難誘導、危険区域の設定等についての第一次的活動は機動警ら課が所掌し、事件事故の処理についてはそれぞれの主管課が引継ぎを受けて実施することとなる。

事故防止活動については、その対象により、又は目的により最も活動しやすい主管課が行うことが望ましいが、その基準はおおむね次のとおりである。

内 容	主 管 課
1 事故防止に関する広報活動（パンフレット、立看板の作成、配付等）	広報目的に対応する業務の主管課
2 警察庁生活安全局生活安全企画課又は管区警察局広域調整部広域調整第一課からその都度示達された事故防止に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）	地 域 課
3 自衛隊、在日米軍等の演習等に伴う事故防止	

4 水泳場、河川、池沼等における水辺の警戒活動、波浪等による水禍事故防止活動（広報活動については1による。）	機 動 警 ら 課
5 犯罪（過失犯を含む。）の誘因となる行為又は現象に対する事故防止 6 ロープウェイ、リフト等空中輸送施設の事故防止	生 活 安 全 企 画 課
7 少年を対象とする危険な遊戯、水禍その他の事故防止	少 年 課
8 道路の欠損、側溝蓋の破損等による交通上の事故防止	交 通 規 制 課
9 海難等（船舶遭難、旅客船海難、船舶火災等）海上保安庁関係事故防止に関する協力等	警 備 第 一 課

9 警備第一課関係

(1) 「緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること」

緊急事態とは、大規模な災害、騒乱又はテロリズム、武力攻撃その他の警察が総合的かつ一体的な措置を緊急に講じる必要がある事態をいう。

(2) 「緊急事態に対処するための総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること」

警備第一課が所掌する緊急事態には、雑踏事故、道路上の交通事故など、明らかに他の部及び課の所掌に属する事件・事故は含まないが、所掌が不明確な緊急事態又は社会的反響の大きい事案のうち府警全体の対応が必要なものにあつては、警備第一課が総合調整を行い、京都府等の関係機関と連携し対策を講じることとなる。

10 警察署関係

警察署の警務課で行う電話交換業務は、加入電話の中継をするための通話の受付を行う業務である。